

議案第 6 4 号

奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づき、奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係地方公共団体と協議の上定めることについて、議会の議決を求める。

平成19年12月6日提出

天理市長 南 佳 策

財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づき、奈良県市町村
会館管理組合の解散に伴う財産処分を下記のとおり定めるものとする。

記

奈良県市町村会館管理組合が所有する全ての財産は、平成20年4月1日にお
いて、奈良県市町村総合事務組合に帰属させる。